

医療保険の給付

医療制度 給付	健康保険			国民健康保険	後期高齢者 医療制度
	被保険者	任意継続 被保険者	被扶養者		
療養の給付の 一部負担額	医療費の3割（義務教育修学前の被扶養者は2割、70～74歳の後期高齢者医療制度の対象でない方は所得によって1割～3割）				所得によつて医療費の1割か3割
入院時食事療養費	被保険者が病気やけがで保険医療機関に入院したときは、療養の給付とあわせて食事の給付が受けられます。入院期間中の食事の費用は、健康保険から支給される入院時食事療養費と入院患者が支払う標準負担額でまかなわれます。 食事療養標準負担額：1食につき360円、低所得者：1食につき210円				
入院時生活療養費 (65歳～)	介護保険との均衡の観点から、療養病床に入院する65歳以上の者の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養をいう。）に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費が支給されます。 生活療養標準負担額：1食につき460円（※）+320円（居住費）、低所得者：1食につき130円もしくは210円（所得による）（食費）+320円（居住費）（※）医療機関によっては420円				
・高額療養費 ・高額医療費	同じ月に同一の保険医療機関（入院・通院別、医科・歯科別）に支払った一部負担金等が自己負担限度額を超えたときに、請求によりその超えた額が払い戻されます。あらかじめ医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すれば、医療機関ごとの一月の支払額が自己負担限度額までとなります。 <標準報酬月額が28～50万円の例：80,100円+〔医療費-267,000円〕×1%（多数回該当の場合は44,400円）>				
・埋葬料（費） ・家族埋葬料 ・葬祭費	<埋葬料>5万円 <埋葬費>埋葬料を受ける方がいない場合、埋葬を行った方に5万円の範囲内で埋葬に要した費用を給付	<家族埋葬料> 被扶養者が亡くなった場合に被保険者に5万円給付	<葬祭費>葬祭を行った方に給付（支給額は各市区町村によって異なる）		
・出産育児一時金 ・家族出産育児一時金	出産した子1人につき42万円給付 なお、平成21年10月からは、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組みになっています。したがって、まとまった出産費用を事前に用意する必要はありません。			出産した子1人につき給付（支給額は各市区町村によって異なる）	
出産手当金※	出産日（出産が予定日より遅れた場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）から出産日後56日の間、標準報酬日額の3分の2を給付	任意継続被保険者にはない	被扶養者にはない	国民健康保険には原則ない	
傷病手当金※	業務外の病気やケガで労務不能になり継続して3日間仕事を休み、給料の支払いがない場合、4日目から1年6月間を限度に標準報酬日額の3分の2を給付	任意継続被保険者にはない	被扶養者にはない	国民健康保険には原則ない	

後期高齢者医療制度にはない

※ 退職した際、1年以上継続して被保険者であった方で、出産手当金または傷病手当金の給付を現に受けていた方は、継続して傷病手当金・出産手当金を受けることができます。

退職後も受けられる健康保険の給付

	給付を受けられる場合
傷病手当金（継続給付）	1年以上継続して※被保険者だった方で、退職時に現に傷病手当金を受けていたときに給付
出産手当金（継続給付）	1年以上継続して※被保険者だった方で、退職時に現に出産手当金を受けていたときに給付
埋葬料（費）	次のいずれかのときに給付 ① 退職後3ヶ月以内に死亡したとき、② 継続給付の傷病手当金・出産手当金の受給中に死亡したとき、③ ②の給付終了後3ヶ月以内に死亡したとき
出産育児一時金	1年以上継続して※被保険者だった方で、被保険者が退職後6ヶ月以内に産出したときに給付

※「1年以上継続して」には、共済組合員期間及び健康保険任意継続被保険者期間は含まれません。